

車限令違反◆点数誤通知

高速3社、新たに15件確認

再発防止むけ 違反内容も通知

西日本、中日本、東日本の高速道路各社は12日、車両制限令違反に関する違反点数について、同じ名前の会社と取り違えて、トラック事業協同組合に誤通知していた問題で、2017年4月以降の状況を調査した結果、新たに15件の誤通知を確認した、と発表した。各社は今後、違反の点数だけでなく内容も所属協組に知らせるといった再発防止策を打ち出している。

(蓮尾輝、北原秀紀)

集計時の確認不足原因

西日本高速関西支社から大和運輸(野木勇一社長、京都市伏見区)の所属する関西トラック急行協同組合

(単位は件数)

高速3社の調査結果		
	誤った点数を通知	通知漏れ
西日本	2	8
東日本	0	2
中日本	2	1

(藤城健一理事長)に対し、17年10月、18年1月に、同名他社と取り違えて違反点数の通知を毎月実施(計4回)していた。ところが、2月に過去送分を確認した結果、いずれも誤通知であることが判明。3月には、同支社が大和運輸と関西トラ急行協組に謝罪し、訂正文書を渡した。

同名他社に誤って通知した事例はなかったものの、間違えた点数を通知したものは西日本高速2件、中日本高速2件の計4件。通知漏れは西日本高速8件、東日本高速2件、中日本高速1件の計11件あった。

原因は違反点数集計時の確認不足や集計ミス。再発防止

取り締まり時に、違反車両が所属する会社に電話連絡で違反内容などを確認し、再発防止(一部画像処理)

防止として、①取り締まり時に、違反車両が所属する会社に電話連絡で違反内容や車両のナンバー、保有車両を確認の集計結果を各高速道路会社で共有し確認す

るといったチェック体制の構築③違反点数の通知文書を発出する前に、違反した組合員へ事前連絡④違反点数だけでなく、違反の内容についても所属協組に通知—を挙げた。

西日本高速では「取り締まり時の電話連絡については18年2月から取り組みをスタートした。集計結果の共有、組合員への事前連絡、所属協組への違反内容通知も、順次実施している段階」としている。

